

制限緩和区域

制限緩和区域では、次の基準を満たす必要があります。

形式		自家用以外の広告物		自家用広告物
		道路からの距離		道路からの距離
		200m未満	200m以上 500m未満	500m未満
屋上広告物	たて	建物の高さの 2/3 以内		同左
	よこ	建物の幅の範囲内		
壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内		同左
	よこ	建物の幅の範囲内		
その他の広告物等	表示面積	50 m ² 以内	100 m ² 以内	大きさ・高さの規定なし
	地上からの高さ	5m以内(広告塔は 15m以内)		

※その他の広告物には、耐火構造建築物以外の建築物に表示された広告物を含む。